

訴 状

2022年12月2日

東京地方裁判所民事部 御中

原告 桜井康統

〒

原告 桜井康統

〒153-8580 東京都目黒区三田一丁目4番1号

被告 株式会社三田ホールディング

上記代表取締役 王 亮

〒153-8580 東京都目黒区三田一丁目4番1号

被告 モハメド

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 929円

貼用印紙額 1000円

請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、929円を支払え
 - 2 訴訟費用は被告らの負担とする
- との判決及び仮執行宣言を求める。

請求の原因

第1 当事者

1 原告

原告は、被告株式会社三田ホールディングス（以下、単に「被告」という。）との間で、2022年（以下、省略する。）9月29日から同月30日までの間、妻とともに、被告が管理・運営するウェスティンホテル東京（以下、「本件ホテル」という。）に1泊2日で宿泊する（なお、ディナーは本件ホテル内のレストランを予約していた。）旨の契約（以下、「本件宿泊契約」という。）を締結していた者である。

2 被告

被告は、ホテルの経営等を目的とする株式会社であり、東京都目黒区に所在する本件ホテルを運営する者である。

3 被告モハメド [REDACTED]（以下、「被告モハメド」という。）

被告モハメドは、被告の従業員であり、本件ホテルの当直支配人として、原告に対し、マスクの着用を執拗に求めるなどした上、本件ホテルから退去するよう告げた者である。

第2 事案の概要

原告は、9月29日、妻の誕生日及び結婚記念日を祝うべく、本件宿泊契約に基づき、本件ホテルにチェックインした後、クラブラウンジを利用していたところ、被告モハメドから、執拗にマスクの着用を求められ、要旨「マスクを着けないのなら、警察を呼ぶ」と威迫された上、最終的に、本件ホテルから退去するよう命じられ、宿泊を拒否された（以下、「本件宿泊拒否」という。）。

本件宿泊拒否によって、原告及び妻は、本件ホテルに宿泊して記念日を祝うことはおろか、本件ホテル内のレストランで夕食をとることすらかなわないまま、同日の夜に本件ホテルをやむなく退去することとなった。

原告は、本件宿泊拒否によって多大な精神的損害を被ったため、被告モハメドに対しては不法行為責任（民法 709 条）、被告に対しては使用者責任（同法 715 条 1 項）にそれぞれ基づき、当該損害を連帯して賠償するよう被告らに対して求め、また、被告に対し、債務不履行（同法 415 条 1 項）に基づく損害賠償請求を行うものである（請求権競合）。

第 3 マスク不着用を理由とした本件宿泊拒否は不法行為であること

1 マスク着用強制に至る経緯

原告は、9 月 29 日 18 時 12 分頃、本件ホテルに到着し、1 階フロントでチェックインを済ませ、カードキーを受け取ると、客室に寄ることなく直接 17 階のウェスティンクラブラウンジ（以下、「本件クラブラウンジ」という。）に向かった。原告は、マリオットボンヴォイ¹アメリカンエクスプレスプレミアムカードのプラチナエリート会員²の資格に基づき、19 時まで営業している本件クラブラウンジを無料で（追加料金なしで）利用することができた。なお、クラブラウンジとは、一般に、高級ホテルのクラブフロア（特別客室階）に宿泊した者だけが利用することができ、優雅な空間で落ち着いて過ごすことのできる場所である。

本件クラブラウンジ入口の受付にはスタッフがいなかったため、原告はそのまま進むと、中にいたスタッフ（以下「本件スタッフ」という）から窓際の席を案内された。席に向かう途中で電話がかかってきたため、原告が入口の方に戻りながら電話に出ると、フロントでチェックインを担当した者からで、この後予約していた本件ホテル内レストランの予約時間を伝えられた。原告が認識に齟齬のないよう予約時間を教えてほしいと頼んで

¹ ホテルグループ大手のマリオット・インターナショナル（ティッカーシンボル：MAR）が運営する会員プログラム

² 年間宿泊日数 50 泊その他条件を満たせば獲得できる特別な会員資格

いたからである。

すると、その様子を見た本件スタッフが、原告の妻に対し「中で電話禁止なので電話しないで下さい」と言った。原告は本件スタッフが妻に何か話しかけている様子しか把握できていなかったが、直後に妻からそのように声をかけられたと聞いた。

もっとも、そもそも原告は本件クラブラウンジの中で電話をしておらず、かかってきた電話に出て本件クラブラウンジの入口付近で「はい、わかりました。ありがとうございます。」と応答しただけである。なお、電話に回答していた当時、付近に他の客などは見当たらなかった。

原告は、自分が直接注意を受けるならまだしも、自身の行為について無関係であるはずの妻が注意を受けたことに憤りを感じた。とはいえ、これ以上事態を大きくすることでせつかくの記念日を台無しにしてしまう結果は避けたいと感じるとともに、スタッフのホスピタリティには個人差があるという前提を踏まえ、あらかじめ定められたマニュアルに機械的に従うことが精一杯の接客自体を殊更に批難することは憚られたため、その場は流すことにした。

2 マスク着用を執拗に迫られたこと

原告及び妻はやや減入ったものの、原告が気を取り直してビュッフェ形式で提供されている料理を取りに行くと、本件スタッフが突如原告に近付いてきて「お客様マスクお持ちですか？」と声をかけた。原告が無視していると、本件スタッフは「お客様、マスク着用をお願いします」と5回ほど繰り返した。

原告は、ひとり無言で料理をピックアップしていただいただけであったが、突然「フィジカル・ディスタンス」を一方的に無視する態様で話しかけられたところ、万が一にも、本件スタッフが原告を新型コロナウイルス感染症に関する無症状病原体保有者と疑った上、新型コロナウイルス感染拡大を

防止しようとする目的からマスク着用を求めていたとしたなら、それに対して発語を伴う返答をするようでは、かえって当該目的の達成を阻害することになると考え、あえて無視する対応を続けた。なお、原告は平素から全くマスクを着けておらず、マスク着用を強要してくる者に対しては同様の理由からまずもって無視するようにしていた。

この点に関し、巷では飲食店において入店時だけマスクの着用が求められ、ひとたび着席するとマスクを外して乾杯から談笑が続けられるという事態が「入店時マスク」などと揶揄されているが、本件ホテルでは、料理ピックアップ時のマスクだけが求められるようであった。ピックアップは基本的に単独行動であるからその性質上会話することが想定されておらず、当時の原告も妻を伴うことなくひとり黙って料理を取ろうとしていた。むしろ食事中にこそ会話するところ、ひとたび料理さえ取ってしまえば後は着席してマスクを外し、大いに談笑できるという滑稽な景色が広がる。

3 被告モハメドに警察を呼ぶと言われたこと

しばらくして、料理の取り分けを終えた原告が妻と着席して食事をとっていると、当直支配人を名乗る被告モハメドが、原告及び妻の座るテーブルに近付き（甲1・名刺）、原告に向かって突如として「マスク着けてください、お客さん、マスク着けてください、お客さん、マスク着けてください」と語気強く言い放った。本件スタッフよりも威勢良く、高圧的な態度で、周りの人にも聞こえるような音量であった。原告が無視していると今度は妻の方を見て「フフフ」と鼻で笑いながら「この人喋らない」と言った後、再び原告に向かって「お客さん、マスク着けてください」と繰り返した。

あまりにしつこかったため、原告は、「私の視界から消えてください」とついに自分の意思を発語する方法で明確に伝えた。

それにもかかわらず、被告モハメドはその場に居続けた上、同様のセリ

フを繰り返したので、原告が「絶対に着けません。今食事中でしょ、マスク着けてどうやって食べるんですか」と聞くも、被告モハメドは「他のお客様の迷惑になるので！」と会話にならない。

被告モハメドは「ルールに従わないならどうなるかわかっているんですか？今後利用禁止にしますよ」と言った。それに対し原告が「宿泊拒否するということですか？」と3回ほど聞くも、被告モハメドは結局宿泊拒否するとは明言しなかった。その代わり被告モハメドは、18時半頃、「着けないなら警察呼びますよ」「じゃあ警察呼ぶからね」と言い放った（以下、ここまでの被告モハメドの一連の言動を「本件マスク着用強制」という）。原告が「どうぞ呼んでください」と言うと、被告モハメドは原告の方を見て頷いて後ろに下がった。

4 本件宿泊拒否の経緯

(1) 着席中のやり取り

原告は警察が来るとは考えていなかったが、目の前に座る妻が不安そうな顔をしており、ろくに会話もできていなかったことから、近くを通った本件スタッフに被告モハメドを呼んでもらい同人に対して「警察はいつ来るんですか？」と聞いた。警察が来るかどうかハッキリしないままでは妻とまともに会話できる状況になかったのである。僅かばかりの希望であった。警察を呼ぶと言ったことに対する謝罪だけでもあれば、夫婦の気まずい空気が霧消する可能性が残った。しかし、被告モハメドはかえって言を左右に、警察を呼ぶと言った事実を否定するかのよう誤魔化した。原告は、警察を呼ぶという台詞が一線を越えたものであると評価していたが、それをなかつたことにしようとする被告モハメドの態度に愕然とし、そんなことをされては堪ったものではないと考えた。

しかし、被告モハメドは、原告が「警察呼びますと言いましたよね？」と何度質問しても「他のお客様がいらっしゃるので」と繰り返すばかりで、

人前で原告に対して警察を呼ぶと言った自らの言動を認めようとはしなかった。何度も繰り返された「他のお客様の迷惑になるので」という台詞に、自分たちはお客様として扱われないのかと原告は絶望した。後述する旅館業法に定められた宿泊拒否事由が想定しているのは例えば酩酊して大声を出したり暴れたりする者についてであって、原告はただマスクを着けないだけである。着用しない意思を明確にしてからも被告モハメドに執拗にマスク着用を求められ、警察を呼ぶと脅され、それについて問いただすと「他のお客様の迷惑になるので」と跳ね返される。要するにマスクを着用しない者はそのことを理由にお客様ではなくなり、「他のお客様の迷惑」という扱いを受けることになる。被告モハメドはとにかく他のお客様の迷惑になるからとの一点張りで、原告夫婦にテーブルから立ち上がって、本件クラブラウンジの外に出るように促した。

(2) 本件クラブラウンジの外に移動してからのやり取り

原告はいったん「移動しません」と答えたものの、このままでは被告モハメドによって、他のお客様への迷惑という事実がでっち上げられるかもしれないと考えた。すなわち、隣のテーブルの客にとっては、ホテルのスタッフが他の客のテーブル横に立ち続け会話を続けているという状況は普通ではないし、意識すれば会話内容が概ね聞こえる距離でもあったため、原告のせいといえるかは別にして、迷惑といえれば迷惑といえる状況ではあったからだ。同じように考えたのか妻が「いったん出よう」と言ったため、原告は、妻とともに、自分たちはお客様として扱われないことを遺憾に思いながら本件クラブラウンジの外に移動した。そして、改めて、原告が一番問題視していた、被告モハメドが軽々に警察を呼ぶと言った事実を記録すべく、以降の会話を iPhone で録音した。

被告モハメドは、「警察呼びますって言いましたよね？」と聞いた原告に対し「いくらでも呼べる。いくらでも警察呼べますよ。こちらホテルな

ので…」と結局事実を認める発言をしたものの、「ごめんなさい、クラブラウンジはさきほども、こちらからのサービスになりますけれども、お帰りください」「お帰りください」「あの、時間もございますので、お帰りは何時頃になりますでしょうか」「お帰りは何時頃になりますでしょうか」「お帰りは何時頃になりますでしょうか」「お荷物はお部屋にありますか？ないですね？ではお部屋のカードキー…」「お部屋のカードキーお願いしてもいいですか」と言って原告夫婦に退去をうながした（甲2・録音文字起こし）。

本件クラブラウンジから出たことで、周りに「他のお客様」はいなくなった。そこで、例えば、この後ディナーを予約していた本件ホテル内のレストランへの移動を促すか、あるいはそこでも本件ホテルとしては原告にマスク着用を強制したいという意向であったとすれば、客室内に料理を提供するなどの提案を行うことが可能であったと思われる。特に後者の選択肢は十分あり得たのではないか。しかし、被告モハメドはそのような提案を行うことはなく、急かすように退去をうながした。原告は、これまでの経緯から気分を害していた上、結局警察を呼ぶと言ったことについて陳謝すらないことがわかり、当直支配人からここまではっきりと帰るよう言われればどうすることもできなくなった。原告夫婦は、そのまま被告モハメドに連れられるがままエレベーターホールから一緒にエレベーターに乗って1階に降り、エントランスまで送られてすごすごとタクシーに乗り込んで何の予定もないまま恵比寿駅に向かった。

念の為強調するが、原告は被告モハメドからカードキーを回収されていることから、本件ホテルの客室にではなく自宅に帰るよう命じられた。当然、本件クラブラウンジからの退去ではなく、本件ホテルからの退去を命じられたのである。また、原告は決して合意の上で本件ホテルから退去したわけではない。妻の誕生日と結婚記念日の当日に、予約していた本件ホ

テル内のレストランでディナーを楽しむことも、客室に入ることもないまま、あてもなく夜の街に放り出されることを自ら望むはずがない。当直支配人から畳み掛けるように「お帰りください」と言われたことで、心が折れ、帰る以外に選択肢がなくなったのである（以下、「本件退去命令」という。）。したがって、本件宿泊契約が合意解除されていないことは明らかである。

5 被告モハメドに強要罪が成立すること

(1) 強要罪の構成要件

さて、ここで、不法行為責任の前提として、被告モハメドに強要罪（刑法 223 条 1 項）が成立することについて論じる。同罪の構成要件は、生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害することで、同罪は未遂も処罰される（同条 3 項）。まず、脅迫とは、一般に人を畏怖させるに足りる害悪の告知をいい、告知が相手方に到達して認識されたことは必要であるが、それによって実際に相手方が畏怖したことまでは必要ない。また、告知される害悪は犯罪行為を構成するものでなくてよい³。そして、法的に禁止されない限り、行動する自由は保護されるべきであり、また法的に強制されない限り、行動しない自由も保護されるべきであるから、権利は法律上のものに限られないが、義務は法律上のものをいう（山口厚『刑法各論 [第 2 版] 補訂』有斐閣（2012）P80）。

以下、原告には法律上のマスク着用義務が認められず、つまりマスク着用を拒否したことを理由に宿泊拒否される理由はなく、本件ホテルに宿泊する権利があったことについて論じる。

(2) マスク着用義務は本件宿泊契約の内容とはなっていないこと

ア 被告が宿泊客に対してマスク着用義務を表示していなかったこと

³ 山口厚『刑法各論 [第 2 版] 補訂』有斐閣（2012）P78

政府は、5月23日に変更後の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項として「本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁寧に周知する」と明記した（甲3）。厚労省は、5月25日、マスクの着用に関するリーフレットについて（周知）（甲4）にて「本人の意に反してマスクの着脱⁴を無理強いすることにならないよう」や「屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません⁵」という内容の事務連絡を発出した。

被告は、これら国の方針を度外視して、パブリックエリアでは一律に「他のお客様やホテルのアソシエートから2メートル以上の距離を取り、また、必ずマスク（フェイスマスク）を着用」するよう求めているようである（以下、「本件表示」という。甲5・マリオット・インターナショナル HP上の本件ホテル紹介ページ）。ただし、本件表示はマリオット・インターナショナルのサイト上にある本件ホテルの紹介ページの表示に過ぎず、例えば後記の運営会社が異なるメゾム東京の紹介ページでも一字一句同じ文言の表示がなされていることから（甲6）、マリオット・インターナショナルに用意されたテンプレートであると思われる。なお、本件ホテルの公式サイトは存在しない。

しかし、原告がそうであったように、本件ホテルでは、チェックインの際はもちろん、エントランスからロビー、エレベーターホールから本件クラブラウンジまでノーマスクで歩いていても注意されることはなく⁶、原

⁴ なお、「脱」の強制（マスク着用者の施設利用禁止）というのは聞いたことがない。問題になるのは常に「着」用の強制であるから「着脱」という表現は不適切である。

⁵ なお、リーフレットに図示されているように、距離が確保できず会話する場合であってもマスク着用はあくまで“推奨”されているに過ぎず、義務ではない。

⁶ 原告は、XXXXXXXXXX2022年9月中旬に米国本社役員クラ

告がはじめて注意されたのは本件クラブラウンジで料理をピックアップしようとしたときである。他の客やホテルスタッフとすれ違う際にいちいち2メートルの距離を取ることまで誰も意識的に行っておらず、2メートル以内に接近するとアラートが鳴って退去が求められるなどといったこともなかった。本件ホテルのロビーには少数ではあるものの原告以外にもマスクを着用していない者も歩いていたり、本件クラブラウンジ内にひとりで座っていた訪日外国人観光客と思しき男性も、飲み物を取りに行く際マスクを着用していなかった。そして、本件スタッフ及び被告モハメドは、2メートルの距離を確保するどころかむしろ積極的に距離を詰めて原告に迫った。

このように、本件表示と実際の運用は全く異なるものであり本件表示は有名無実であった。そもそも本件表示はパブリックエリアすなわち客室以外では食事中も含めて一律マスクの着用を求め、同伴者を含め他人と2メートルの距離を確保しろという内容からして不可能を強いているため、これらが宿泊客の法律上の義務となるものではない。

次に、被告は、本件表示以外に、原告含む宿泊客に対し、マスク着用を義務付ける表示その他の措置をとっていなかった。すなわち、事件当時、本件ホテルの玄関や本件クラブラウンジの入口付近にマスク着用者以外の利用を禁止する旨記載された看板その他の掲示は見当たらなかった。原告はチェックイン時もノーマスクであったがマスク着用を求められることはなかった。

また、原告は、マリオットボンヴォイアメリカンエクスプレスプレミアムカードの継続所持者に付与されるサーティフィケートと呼ばれる無料宿泊特典を使い、マリオットボンヴォイのアプリから本件ホテルの宿泊を

ス80名ほどが日本滞在中で本件ホテルに宿泊した際、全員と言って良い割合の者がノーマスクで出歩いているにもかかわらずお咎めがなかったと聞いている。

予約した。同カードは、カード利用額に応じてポイントが貯まり、そのポイントを使ってマリオットグループのホテルに無料で宿泊できるなど、ホテルを好んで利用する者にとってメリットが多い。こういった特典を利用してかかるアプリ上の操作にて予約が完了するまでに、マスクを着用しない者は宿泊できない旨案内されることはなかった。

そして、たまたま 10 月 25 日に本件ホテルを予約していた原告の友人が本件宿泊拒否を知り、被告に対し、「お伺いしたいのは、協力をお願いしているだけなのか、強制なのかを聞いているので、はっきりお答えください。協力をお願いするだけであれば、宿泊拒否にはならないですよ。警察を呼ぶということは、具体的に法律違反でもあるという認識なのかと思いました。具体的な件はわかりませんが、義務なのか、そうでないのか明確にお答えください。」とメールで問い合わせたところ（ 7・メールスクショ）、被告からは「ご連絡が遅くなり申し訳ございませんでした。予約チームに代わりご連絡しております。ホテル館内でのマスク着用に関しては、強制ではございません。もしゲストよりマスクを着用できない、もしくはマスクの着用を希望しないとのお申し出があった場合で他のお客様がいらっしゃる場合は、他のお客様とのソーシャルディスタンスをお取りいただくようお願いしております。」と返信メールがあった（甲 8・メールスクショ）。

被告は、当該返信メールにて、マスク着用が、本件ホテルと宿泊客との間で締結される宿泊契約の内容に、宿泊客の法律上の義務に、それぞれならないことを明らかにした。被告は、場当たりの恣意的で、人によって対応を変えているともいえる。

イ 定型約款（民法 548 条の 2）との関係

例えば株式会社近鉄・都ホテルズが運営する「ウェスティン」を冠したウェスティン都ホテル京都では、公式サイトに、宿泊約款を掲載している

(甲 9)。同じくマリオットグループで日本ホテル株式会社が運営するメズム東京でも公式サイトに宿泊約款が掲載されている。宿泊約款はマリオットグループのホテルに限らず国内どのホテルも概ね同じ内容で、宿泊契約締結拒否事由及び同解除事由として宿泊客が反社会的勢力であったり、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたり、伝染病者であると明らかに認められるときなどを挙げている。

しかし、本件ホテルには公式サイトがなく、本件ホテルの宿泊約款は公開されていない。また、一般的な宿泊約款はノーマスクを宿泊拒否事由に挙げていない。

宿泊約款は定型約款であるから（民法 548 条の 2 第 1 項柱書）、「定型約款を契約の内容とする旨の合意」または「あらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示」していれば契約内容となるが、原告はマスク着用について「合意」していない。また、被告はマスク着用義務について定めた宿泊約款を公開しておらず、「表示」は認められない（民法 548 条の 2 第 1 項）。

(3) 「人に義務のないこと」「権利の行使を妨害」「脅迫」該当性

このように、原告に法律上のマスク着用義務が認められない以上、本件マスク着用強制は結果的に未遂ではあるものの「人に義務のないことを行わせ」たといえる。そしてマスク着用義務がない以上、原告には本件宿泊契約に基づき、9 月 30 日のチェックアウトの時間まで本件ホテルに滞在する「正当な理由」（刑法 130 条）があるため、本件退去命令に従わなくとも不退去罪（刑法 130 条）が成立することはなく、本件宿泊拒否は原告が本件ホテルに宿泊するという「権利の行使を妨害」したといえる。

原告は、民事不介入ゆえに警察が来ることはまずないと考えていたもの

の、世界に類を見ない異常なまでのマスク依存⁷⁸が深刻化する日本の現状を踏まえると、一般にはホテルの支配人からマスク着用をしなかったことで警察を呼ぶと言われれば、あるいは本当に警察が来るのではないか、事情聴取されるのではないか、逮捕の定義はともかく、事実上の身柄拘束その他の不利益があるのではないかと想起することこそ通常であると考えられる（「身体、自由」に対する害）。また、妻の目の前で、本件クラブラウンジ内の他の客の前で警察を呼ばれば原告の「名誉」が害されるといえる。そして、警察を呼ぶとまで言ってマスクの着用を強制しようとし、従わなければ退去を命じる被告モハメドの言動は、不退去罪の成立を誤信させるような大胆さがある。したがって、被告モハメドは、「脅迫」したといえる。

被告モハメドは、「お帰りください」「お帰りください」「あの、時間もございますので、お帰りは何時頃になりますでしょうか」「お帰りは何時頃になりますでしょうか」「お帰りは何時頃になりますでしょうか」「お荷物はお部屋にありますか？ないですね？ではお部屋のカードキー…」「お部屋のカードキーお願いしてもいいですか」（甲2）と急かすように原告に退去をうながしており当然に「故意」が認められる。

以上より、本件宿泊拒否を行なった被告モハメドには強要罪が成立する。

6 旅館業法違反

次に、不法行為責任の前提として、本件宿泊拒否が旅館業法違反であることについて論じる。旅館業法5条には、

第五条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒ん

7 岡本純子「日本人『マスク外す日』、永遠に来そうにない6理由」東洋経済オンライン（2022/09/27 掲載）<https://toyokeizai.net/articles/-/621095>

8 「素顔もう見せられない、『マスク依存』が交流の妨げに… [コロナ警告] ゆらぐ対人関係」読売新聞オンライン（2022/05/31 掲載）
<https://www.yomiuri.co.jp/national/20220530-OYT1T50022/>

ではない。

- 一 宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。
- 二 宿泊しようとする者がとぼく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。
- 三 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。

と定められており、同条 3 号の事由は、目黒区旅館業法施行条例（以下「条例」という）第 5 条に次のとおり定められている。

（宿泊を拒むことができる事由）

第 5 条 法第 5 条第 3 号の条例で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

本件宿泊拒否には旅館業法 5 条 1 号及び 2 号の該当性が認められないことには争いがないと考えられるところ、被告が原告を宿泊拒否可能といえるためには、同条 3 号の条例で定める事由、すなわち、条例第 5 条 1 号の「宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。」あるいは同 2 号の「宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。」のいずれかに該当する必要がある。

しかし、どちらの該当性も認められない。原告はマスクを着用しなかっただけである。同 2 号の「他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき」に該当するかについてだけ念の為検討すると、たしかに、被告モハメドと原告との一連のやり取りに、隣のテーブルに座っていた男性客 2 名は不快に感じたかもしれない。しかし、それは原告がマスク着用拒否の意思

を明確に示して以降も被告モハメドがその場に留まり執拗にマスク着用を求めてきたからであって、上述したとおり、原告にはマスク着用義務がないため、拒否して以降も執拗に着用を求めるのは違法である。被告モハメドは、いわゆる転び公妨もとい転び業務妨害とでもいうべきか、執拗にマスク着用を強要することで相手を苛立たせ、逆上させるよう狙っていたかの如きであったが、原告は終始冷静であった。原告は声を荒げることもなく、椅子から立ち上がるなど被告モハメドに何らかの威勢を示すこともなく、むしろときには隣のテーブルの男性客 2 名の方が大きな声を出していたくらいである。原告が「著しく迷惑を及ぼす言動をした」というのにはさすがに無理があるだろう。

したがって、被告は原告が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたと主張するであろうが、そうではあり得ず、被告は、端的に、原告がマスクを着用しなかったことを理由に宿泊拒否したのである。

ここで、条例が「宿泊しようとする者が」と「宿泊者が」と主語を書き分けていることから、宿泊拒否には、チェックイン時（「宿泊しようとする者が」）のみならず、チェックイン後（「宿泊者が」）になされる態様のもも含まれると解される。

したがって、原告がチェックイン自体はできたという事実は、被告が宿泊拒否を行っていないとする理由にはならず、被告が旅館業法 5 条に違反したことは否定できない。

蛇足ではあるが、民法 521 条 1 項の「何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。」という定めを理由として、ノーマスク排除を肯定しようとする向きもある。しかし、同条項は契約の成立に関する自由（契約をするかしないかの自由と、誰と契約するか自由）について定めたものであり⁹、本件宿泊契約締結過

⁹ 中田裕康『契約法 [新版]』（2021）P24

程において、マスク着用が原告の義務となる点については何ら示されることはなかったのであるから、本件宿泊拒否は契約成立後にいわば後出しでマスク着用を原告の債務としてその債務不履行に基づく解除を行ったに等しく民法 521 条 1 項の守備範囲外である。むしろ後述のとおり、債務不履行をしたのは被告である。また、民法 521 条 1 項の法令の特別の定めには、民法 548 条の 2 第 2 項も含まれるところ¹⁰、上述したとおりノーマスクの宿泊拒否は民法 548 条の 2 第 2 項に反するため、契約の自由の範囲を超える。そもそも、被告には、旅館業法第 5 条及び条例第 5 条により、公法上の承諾義務¹¹が課されているから、かかる特別の定めで認められた事由に該当する場合を除いて宿泊拒否することはできない。そうすると、本件宿泊拒否は被告に認められた施設管理権の範囲を超える。

以上より、本件宿泊拒否は、旅館業法 5 条違反である。

7 被告モハメドの不法行為責任（民法 709 条）

強要罪が成立することから、本件宿泊拒否は原告の「法律上保護される利益を侵害」（民法 709 条）しており違法である。ただし、強要罪が仮に成立しないと判断された場合でも、本不法行為における違法性を免れるわけではない。

本件宿泊拒否は旅館業法違反でもあるから、それを実行した被告モハメドの言動は、宿泊しようとする客及び宿泊客が旅館業法 5 条にて「法律上保護され（てい）る利益を侵害」しており違法である。

仮にその点を措くとしても、日本ではマスク着用が法令で義務化されておらず、厚労省はマスク着用を無理強いしないよう注意喚起している。上述したとおり、本件ホテルは宿泊客にマスク着用を義務付ける内容の宿泊約款その他の表示をせず、本件宿泊契約締結に至る過程で一度も原告にマ

¹⁰ 後藤卷則『新基本法コンメンタール・債権 2』（2020）P17

¹¹ 中田・前掲注 9、P27

マスク着用を求めていないため、法令上も契約上もマスク着用が原告の義務になっていない。したがって、原告がマスクを着用することなく本件ホテルを利用したり妻と食事したりすることは法律上保護される利益に当たる。そうすると、原告が明確にマスク着用を拒絶して以降もなお強要し続け、警察を呼ぶとまで言い、本件退去命令による本件宿泊拒否を断行した被告モハメドは原告の「法律上保護される利益を侵害」しており違法である。

強要罪の故意について述べたことと同じ理由で被告モハメドには「故意」が認められるし、少なくとも「過失」が認められる（民法 709 条）。

原告は、被告モハメドから執拗にマスク着用を迫られ、断ると警察を呼ぶと威迫され、強要罪が成立する上、旅館業法違反ともなる本件宿泊拒否により、ディナーの予約もないまま夜の街に放り出され、妻の誕生日と結婚記念日をまともに祝うことができなくなったこと、本件ホテルを出てからも妻は落ち込んでいる様子で、その後しばらくの間原告夫婦の仲は気まずい状態になったことで多大な精神的苦痛という「損害」を受けた。かかる精神的苦痛を慰謝するためには、原告に対し、少なくとも 929 円が支払われる必要がある。原告に生じた精神的損害は相応のものであるが、原告の究極の目的は、裁判所の公正な判断を仰ぐことであるから（甲 10・陳述書）、929 円（9 月 29 日から数字をとった）の損害賠償請求を一部請求として行う。

8 被告の使用者責任（民法 715 条）

9 月 29 日当時、被告と被告モハメドの間には使用関係があった。当直支配人である被告モハメドによる本件マスク着用強制とその後実行された本件宿泊拒否は、被告の事業の執行につき行われたといえる。被告モハメドが不法行為責任を負うことは既に述べた。したがって、被告は、使用者責任に基づき、929 円の損害賠償義務を負う。

ところで、原告は、被告モハメドの暴挙を許すわけにはいかないと考え、9月30日付けで本件ホテル宛に、10月1日付けで被告宛に抗議文を送った(甲11・通知書)。それに対して被告が寄越した手紙の内容は原告をがっかりさせるもので精神的苦痛が倍増した(甲12・被告の返信)。すなわち、原告がクラブラウンジ内で通話していないにもかかわらず、その件で妻が注意されたことについて謝罪を求めたことに対し、被告は「クラブラウンジでは、ご利用の皆様のご快適な環境を維持するため、携帯電話のご使用はご遠慮いただいております」と改めて書面で注意した。

それだけではない。原告は警察を呼ぶと言われたことについて抗議したが、被告はその点につき被告モハメドに事実確認をしたかどうか明らかにせず、「他のお客様に安全な環境をご提供し、他のお客様への敬意を示すためにマスクの着用にご協力いただくことが重要であると考えております。」と改めて原告にマスク着用について注意した。「他のお客様への敬意」とはもはや狂気の沙汰とも思える表現である。原告夫婦は決して「お客様」ではなく、原告夫婦に対しては一切敬意を払うつもりがないことだけはよく伝わる返信であった。

原告は、被告の返信を読んだ翌日の10月8日、太ももの辺りが数箇所蚊に刺されたように赤くなり、10月9日の夜から全身が蚊に刺されたように赤く腫れ、耐えられないほどの痒さに数時間もがき苦しんだ。とても寝られる状態ではなかったため、自宅付近■■■■■■■■■■の救急外来に駆け込み、医師の診察を受けたところ、急性蕁麻疹だということで抗ヒスタミン薬の処方を受けた。人生初の蕁麻疹であった。薬を飲むと症状が少し落ち着いたが、その後も繰り返し蕁麻疹が出る状態が約1週間続いた(「全身に掻痒の非常に強い膨疹」甲13・皮膚科の診断書)。その後の食生活からも何ら異常がないため、おそらく食事のアレルギーではない。診察した医師らは一様に「蕁麻疹の原因ははっきりしませんが過労やストレスなど

といわれます」などと述べた。

原告は、急性蕁麻疹になったことで10月12日に予定されていた顧問としてかかわる企業への半日出向の予定をキャンセルした(甲14・原告のメール)。痒みがなかなか治らないこと、抗ヒスタミン薬を1日最高服用量の2倍から3倍飲んでいただけから昼間でも眠気が強かったこと¹²、仕事を休んでしまったことのショックから、原告は精神的に疲弊してしまい、精神科を受診した。原告が最近起きた出来事から現在の心身の状況を話したところ「急性じん麻疹は、同9月29日に受けた心理的ストレスと関連している可能性が十分に考えられる」との診断を受けた(甲15・精神科の診断書)。

原告は、本件宿泊拒否に関して憤りを感じていたところ、抗議文に対して馬鹿にするような被告からの返信を受け取り、おそらくそのせいで急性蕁麻疹を発症し、事前に予定されていた仕事を休まざるを得なくなり、仮に本件宿泊拒否と急性蕁麻疹との因果関係が不明であるとしても、このタイミングで急性蕁麻疹が出たことで改めて本件宿泊拒否について多大なストレスを覚えた。原告に少なくとも929円の精神的損害が生じていることは明らかである。

第4 債務不履行に基づく損害賠償請求権について(民法415条1項)

原告がマリOTTボンヴォイのアプリで予約を完了させた時点で本件宿泊契約が成立し、被告は、9月29日に原告を本件ホテルに宿泊させるという債務を負っていた。上述したとおり、原告は記念日を祝う目的で本件宿泊契約をしていたことから、当該債務は、同日に履行されなければ原告が本件宿泊契約をした目的を達成することができなくなる性質のもので

¹² 10月9日から10月12日までは例えば1日にザイザル、アレロック、ポララミンを計4錠から6錠飲んでいただけ。痒さに耐えられなかったからである。

あった。

そして、原告は、本件宿泊契約成立後、本件ホテルに電話し、本件ホテル内のレストランを別途予約する際、当日は妻の誕生日なのでバースデープレートを用意してほしい旨伝え、快諾してもらっていた。お願いしたのは妻の名前と「誕生日おめでとう」というシンプルなメッセージを書いたバースデープレートではあったが、原告は、妻に対する感謝の気持ちを伝えたいという一心であった。結婚記念日であるとは伝えていなかったものの、少なくとも妻の誕生日に夫婦が宿泊を予約していたということは、被告側も当然認識できていた。しかし、上述したとおり、本件宿泊拒否が断行され、被告はかかる債務を履行せず、それにより、原告に少なくとも929円の精神的損害が発生した。なお、不法行為責任の成立について論じたものと同様の理由から、被告に帰責性が認められることは明らかである。

以上より、被告は、債務不履行責任に基づき、929円の損害賠償義務を負う。

第5 結語

よって、原告は、主位的に、被告らに対し、不法行為責任（民法709条）及び使用者責任（民法715条）に基づく損害賠償請求権の行使として、連帯して、929円の支払いを、予備的に、被告らに対し、被告については、債務不履行（民法415条1項）に基づき、被告モハメドについては不法行為責任（民法709条）に基づき、各損害賠償請求権の行使として、連帯して、929円の支払いを求める（いずれも一部請求）。

以上

証拠方法

証拠説明書記載のとおり

付属書類

- 1 訴状副本
- 2 甲号証写し
- 3 証拠説明書